第 257 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 8 年 3 月 25 日(水) 午前 9 時 00 分～ 午前 11 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 （ 41 名 ）

1番　恩田　洋一	2番　石原　隆幸	3番　藤原　寿成	5番　岩田　孝史
6番　古田川光彦	7番　永濱　孝之	8番　安部　治美	9番　石原　博
10番　高橋　正敏	11番　藤原　克巳	12番　和久利　勝	13番　石原　敬士
14番　和久利　健	15番　立石　覚	16番　大坂　茂	17番　安部　傭造
18番　金倉　弘美	19番　藤井　卓	20番　八澤　幹夫	21番　森合　健一
22番　藤原　昭則	23番　渡部　雅一	24番　佐藤　昌利	25番　石原　宏二
27番　若月　勝久	29番　藤原　功	30番　山田　幸則	31番　白名　貴美子
33番　新田　昭喜	34番　卜藏　秀夫	35番　浅野　保男	36番　川西　雄二
37番　小池　俊彦	38番　堀尾　敏久	39番　大塚　真人	40番　安部　秀男
41番　梅木　達也	42番　松島　昭夫	43番　原田　二朗	

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　　石原　ゆう子
農業委員会　会計年度任用職員　佐藤　のぞみ

5. 欠席委員 （ 1名 ）

21 番　渡部　雅一

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農用地の形状変更に関する届け出について
議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	皆様、改めておはようございます。 早いところでは種まきが始まっておるというふうに聞いております。 先日の新聞に全国の作付予想が載っておりました。それによりますと、2026 年は例年並みの 136 万 1000 ヘクタールとなっております。予想生産量は 732 万 t となり、適正生産量 21 万 t を上回ると予想されております。来年の 6 月の在庫になりますと、271 万 t となり、過去 20 年で最も多かった 15 年 6 月の在庫 226 万 t を大きく上回り、45 万 t まで過剰になってないかと予想されております。 米価が5kg 4,000 円を割ったというニュースが載っておりますが、今年の米の値段がいくらになるのか心配されるところでございます。 JA はもち米の価格を 3 年契約にすれば、12,000 円を補償するという価格設定をしております。私のところも 130 袋予約しようかなと思いましたが、どうも一袋でも切ったらそれに該当しないとか、結構厳しい内容でございましたので、だいぶ減らして 3 年契約を、今結んだところでございます。皆さん方ももち米が足らないということでございますので、コシヒカリがいいかは分かりませんが一つもち米を量産した方がいいかなという気がしないでもないです。 また先般、中山間直接支払、多面的機能支払交付金について、農林水産省に会計検査が入ったということでございまして 1 月 16 日の新聞に載っておりましたが、全国 17 道府県 440 市町村にある集落や農業法人、計 1942 事業体に 19 年から 24 年に交付された 497 億円分を抽出調査。その結果、207 市町村の 420 事業主体で、農地は荒廃や住宅に転用。また 217 市町村では 542 事業主体で、水をためる畔がない水田の用を為さないところにも補助金があったということで、いろいろ問題があったということで、交付金の返還を求める手続きを行っているということでございます。 幸い奥出雲町では、会計検査が来ておりませんので、そういう問題は起きておりませんが、いつあたるかもしれません。昨年は皆様にご協力いただきまして、7月から農地パトロールを行っていただきまして、水が当たらない水田等は除外しておこうということで、奥出雲町はしっかり外しておりますので、ただ 3 年さかのぼってきた場合には問題があるかもしれませんが、これからもそういう会計検査が来るかもしれません。しっかり見周りをお願いしたいというふうに思っております。どうかお願いいたします。 それでは役場で人事異動があっておりますので、最初に課長からご挨拶をいただきたいと思います。
事務局	（糸原課長より、人事異動について説明）
議長	それではただいまから第 257 回奥出雲町農業委員会総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第 8 条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。本日の出席は全員でございます。18 名中 18 名。よって過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。なお推進委員の欠席は 1 名ということで 23 名の出席です。次に奥出雲町農業委員会規則 25 条第 3 項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、12 番和久利委員、13 番石原委員にお願いいたします。 本日上程いたします議題は、報告1を日程1としてその他まで順次上程いたします。ご審議よろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。報告第 1 号農用地の形状変更に関する届け出について、を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい。1 ページをご覧ください。 報告第 1 号農用地の形状変更に関する届け出について。下記の届け出について受理したこと

事務局	をここに報告する。令和８年３月 25 日提出、奥出雲町農業委員会会長 番号 1、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿現況ともに畑。面積 387 ㎡。届出者氏名 ●●●●、住所 △△△△番地。形状変更の理由、隣接する宅地における建替工事に伴い、隣地と接する部分が急な法面となっている。届出地側を掘削し、緩やかな傾斜をつける。その際、畑の劣化した表土を取り除き、畑の保湿力を高めることで安定した耕作を維持する。工事の計画は令和８年５月 15 日から令和８年６月 30 日まで。以上です。
議長	事務局説明は終わりました。報告事項でございますので、質疑、承認等は行いません。 次に議案第1号非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	2 ページをご覧ください。 議案第 1 号、農地法第 2 条第 1 項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので、意見を求める。令和８年３月 25 日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号 1、農地の所在、○○○○番他 1 筆。地目は登記簿が田/現況は山林。面積は合計 849 ㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名、●●●●。住所、△△△△番地。非農地の事由、平成 2 年ごろから耕作不便のため耕作を放棄した。現在、山林化している。資料 1 に地図を載せておりますのでご覧ください。現地調査につきましては、2 月 25 日に■■■■地区の農業委員推進委員の方 4 名で実施しました。現地の状況は、申請地は隣接する農地で、現在は笹や木が生い茂り山林化していました。長年耕作されておらず、農地としての復旧は困難と思われます。 番号2、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿が畑/現況は山林。面積87 ㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名、●●●●。住所、△△△△番地。非農地理由、平成 5 年に道路建設により分筆した畑の一部が残った土地で、急な法面で面積も狭く、耕作できる農地ではなかった。平成８年ごろから耕作を放棄し、現在山林化している。資料２に地図を載せておりますのでご覧ください。現地調査につきましては、3 月 10 日に■■■■地区の農業委員推進委員の方 3 名で実施しました。農地としての利用は困難と思われます。 番号3 農地の所在○○○○番、1筆。地目は登記簿が畑/現況は山林。面積 1462 ㎡。権利種別非農地証明、所有者氏名、●●●●。住所、△△△△番地。非農地の事由、30 年以上前から耕作不便のため耕作を放棄した。現在山林化している。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。現地調査につきましては、2 月 27 日に■■■■地区の農業委員推進委員の方３名で実施しました。現地の状況につきましては、申請地は草木が生い茂り、山林化していました。農地としての利用は困難と思われます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明は終わりました。続いて補足説明に入ります。 1 号議案、番号 1 について補足説明を 20 番八澤委員お願いいたします。
20番	20 番八澤です。1番について説明いたします。 これ、2 月 25 日に推進委員と農業委員で見に行きましたけれども、さきほど事務局からお話のあったとおり、もうとても耕作できないと思われますので審議をよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。 次に番号2の補足説明を、14番和久利委員さんお願いします。
14番	番号2につきまして14番和久利が補足説明をいたします。 先ほど事務局さんの方から説明がありましたように、3月10日に農業委員、推進委員で現地を確認しました。現地は■■■■の前の道路の△△△△側のちょっと降りたところですけども、道路工事のための残地という形で現地を見ましたが、全然その場所がどこかもわからんような法面の部分でして、とても畑にして耕作することは非常に難しいし、面積も非常に少ない所ですので、この承認をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号2について承認することに決しました。 次に番号3について補足説明を30番卜藏さんですか。お願いいたします。
30番	番号3について補足説明をさせていただきます。 2月27日に推進委員と農業委員さんと3人で現地確認したところでございます。場所は■■■■から200mぐらい下ったところに△△△△の簡易水道のポンプおよび配水池がございまして、その周りを取り囲むような形で現地があるわけですけれども、林野化といいますか、大きな木はまだ生えておりませんけれども、林野化で竹林になっておりましてとても耕作は無理だというふうに判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号3について承認することに決しました。 次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	初めに資料4の地図の訂正をさせていただきます。資料4をご覧ください。地番の方が「▼▼▼▼」と記載していますが、正しくは地番が「、○○○○」ですので、ご訂正よろしくお願いいたします。 では議案を読み上げます。3ページをご覧ください。 議案第2号農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。令和8年3月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は166㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ●●●●。住所、△△△△在住。経営面積はご覧のとおりで

事務局	す。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名、▲▲▲▲。住所 ■■■■番地。権利取得後の経営面積は 4.8 アールです。資料 4 に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号 2、農地の所在、○○○○番、他 1 筆。地目は登記簿/現況ともに田と畑。面積は合計 3, 284 ㎡。権利種別 3 条無償移転。譲渡人氏名、●●●●。住所、△△△△在住。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名、▲▲▲▲。住所、■■■■番地。権利取得後の経営面積は 156.5 アールです。資料 5 に地図を載せておりますのでご覧ください。 番号 3、農地の所在、○○○○番、他2筆。地目は登記簿/現況ともに田と畑。面積は合計 1,309 ㎡ 。権利種別3条無償移転。譲渡人氏名、●●●●。住所、△△△△在住。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名▲▲▲▲。住所、■■■■番地。権利取得後の経営面積は 13 アールです。資料6に地図を載せておりますのでご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に常時従事すると見込まれます。したがって、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明は終わりました。続いて補足説明に入ります。 議案第 2 号番号 1 について補足説明を 14 番、和久利委員さん。
14番	番号 1 につきまして 14 番和久利が補足説明をさせていただきます。 現地は地図にありますように、■■■■の通称▽▽▽▽と言われるところの真下の法面と住宅の間の部分です。非常に狭い土地でして、▲▲▲▲さん自身は☆☆☆☆にお住まいですけども◆◆◆◆にも▲▲▲▲さん所有の家がありまして、その裏手になりまして、▲▲▲▲さんところからでないと入られないような、全て山と宅地に囲まれて入れないような土地でして、●●●●さん以前のいきさつはわかりませんが、●●●●さんの土地を▲▲▲▲さんが耕作をするということです。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって承認することに決しました。 次に番号2について補足説明を 26 番賀元委員お願いいたします。
26番	2番につきまして補足説明をいたします。今まで▲▲▲▲さんがずっと作られておられまして、別段支障ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号2について承認することに決しました。 次に番号3について補足説明を40番安部委員お願いいたします。
40番	失礼いたします。40番の安部が補足説明をいたします。場所が国道314号線の■■■■の脇に入ったところに自宅がございます。畑と田圃がございますけれども、これを◇◇◇◇の方に現在住まわれておられます▲▲▲▲さんがやられるということで、今まで空き家同然になっておりましたけれども、まだお歳も若いですので、何とか頑張ってやっていただけるものと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号3について承認することに決しました。 次に、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いいたします。
事務局	4ページをご覧ください。 議案第3号農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求める。令和8年3月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿は田/現況は宅地。面積484㎡。申請人氏名、●●●●。住所、△△△△番地。転用目的、施設等は露天駐車場。転用理由、自宅の駐車場が不足しているため建設したい。追認です。顛末書を読みます。 自家用車の駐車場が不足しており、当該地○○○○番を平成11年に農地除外をし、車庫と露天駐車場を建設しました。その際、農地法を把握しておらず、転用許可申請をせずに、今日まで至っておりましたことを大変申し訳なく思っております。今後はこのようなことがないようにいたしますので、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。 除地につきましては、平成11年12月に公告されています。資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在。○○○○番、1筆。地目は登記簿が田/現況が宅地。面積328㎡。申請人氏名、 ●●●●。住所、△△△△在住。転用目的施設等は、倉庫、物置および露天駐車場。転用理由、申請地に倉庫と物置を建設し、その周りの敷地を駐車場としてコンクリート舗装整備したい。追認です。顛末書を読みます。 私が所有する申請地に倉庫と物置が建っていることが、この度わかったところです。農地法の知識が足りず、今日まで農地転用の許可手続きをせずに経過しましたことを、誠に申し訳なく思っております。今後は農地法を厳守し、このような不始末がないよう十分注意いたします。何卒、寛大な処置を賜りますよう、顛末書を持ってお願い申し上げます。 除地については、令和8年1月30日に公告されています。資料8に地図を載せておりますのでご覧ください。 番号3、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿が畑/現況は宅地。面積110㎡。申請人氏名、●●●●。住所、△△△△番地。転用目的施設等は、農家住宅。転用理由、母屋が手狭なため、住宅を拡張したい。追認です。顛末書を読みます。

事務局	13 年前に土地を相続しておりましたが、改めて登記簿を確認したところ、離れの一部が当該地に建っていることが判明しました。事後にはなりますが、農地転用いたしたく申請いたします。今後はこのようなことがないよう、農地法を厳守いたします。 除地については、令和 8 年 1 月 30 日に報告されています。資料 9 に地図を載せておりますので、ご覧ください。 5 ページをご覧ください。 番号 4、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿が畑/現況は宅地。面積 102 ㎡。申請人氏名、●●●●。住所、△△△△番地。転用目的、施設等は住宅。転用理由、住宅を拡張したい。追認です。顛末書を読みます。 今回申請した土地は約 30 年前より一部宅地として利用しておりました。この度、母屋を拡張するにあたり調べましたところ、当該地が農地のままで残っていることが判明いたしました。元々農地であったのにも関わらず転用手続きをせず、今日まで経過しましたことを申し訳なく思っております。今後は、農地法を厳守いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。 除地については、令和 8 年 1 月 30 日に報告されています。資料 10 に地図を載せておりますので、ご覧ください。 農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第 2 種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第 4 条第 6 項第 2 号に規定する。申請に係る農地に変えて、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。 以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明は終わりました。続いて補足説明に入ります。 案第 3 号番号 1 について補足説明を 25 番石原委員お願いします。
25番	失礼します。番号1について 25 番石原が補足説明をさせていただきます。 これ、場所ですが■■■■の真向こうですね。真向こうにある●●●●さん宅でございまして、先ほど説明がありましたとおり平成 11 年に除地をされておりまして、一部車庫を建てられましたけども、今回車が増えたため、その続きにちょっと車庫を建てるということで、検討したら農地法に申請しなかったということで、今回この申請がなされたものでございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について補足説明を 33番　新田委員。
33番	番号2につきまして 33 番新田が補足説明をいたします。 先ほど事務局の方から説明があったとおりでございますが、既に倉庫等建っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。

議長	続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号2について承認することに決しました。 次に番号3について補足説明を34番卜藏委員お願いいたします。
34番	番号3について補足説明をさせていただきます。 場所は▼▼▼▼自治会の中にありまして、ちょうど●●●●さんとこの家の正面向かって右側の端が当該地だったようですけれども、現実的にはもう完全に母屋みたいなものが建っているという形ですので、ご審議の方よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号3について承認することに決しました 続いて番号4について補足説明を36番川西委員。
36番	36番川西が4番について補足説明をさせていただきます。 ●●●●さんの申請について、住宅の拡張に関すること、事務局より説明がありましたとおりですので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号4について承認することに決しました。 次に、あの、逆から見てもらうようになります。申し訳ございません。 議案第4号農用地利用集積等促進計画に関する意見について(一括契約)を上程いたします。事務局説明をお願いいたします
事務局	最初は33ページからになりますので、ご確認をお願いいたします。 資料が逆になっていて大変申し訳ございません。33ページの番号1からご説明させていただきます。いつもページ番号を読み上げておりますけれども、今回は番号でご説明をさせていただこうと思いますので、一番左端の番号を見ながら資料を見ていただきますようお願いします。 失礼をいたしました。議案第4号ですが皆様33ページをご覧ください。左のところに番号が1、2、3とございまして1ページ戻っていただくと32ページ。次4、5。31ページだと6ということで逆にずっと進むような格好で、大変申し訳ありませんが見ていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

事務局	議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和8年3月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地は、○○○○地内2筆。面積は合計 3,703㎡。権利種別 機構法使用貸借。内容 新規。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。貸借権の設定を受ける者 ▲▲▲▲ 住所 □□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号2と番号3は出し手が同じです。賃借権を設定する者 ●●●●。住所 △△△△番地。 番号2、農地は、○○○○地内3筆。面積は合計 5,042㎡。権利種別 機構法賃貸借内容 新規。貸借権の設定を受ける者 ▲▲▲▲。 住所 □□□□番地。10aあたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号3、農地は、○○○○地内22筆。面積は合計 2,563㎡。権利種別 機構法賃貸借。内容 新規。貸借権の設定を受ける者 ▲▲▲▲。 住所 □□□□番地。10aあたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 7ページをご覧ください。 番号4、農地は、○○○○地内6筆。面積 5,186㎡。権利種別 機構法賃貸借。内容 新規。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△在住。貸借権の設定を受ける者 ▲▲▲▲。住所 □□□□番地。10aあたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号5、農地は、○○○○地内2筆。面積は合計 1,976㎡。権利種別 機構法賃貸借。内容 新規。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。貸借権の設定を受ける者 ▲▲▲▲。住所 □□□□番地。10aあたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号6から番号26は受け手が 農事組合法人 ▲▲▲▲です。 農地は全て、○○○○地内。契約期間は公告日の翌日から令和11年12月31日。一部省略して読み上げます。 補足説明をさせていただきます。農事組合法人 ▲▲▲▲さんにつきましては、今経営面積の方がゼロとなっておりますけれども、これは今契約中の筆すべてが契約期間満了になって、今回の総会で挙がる分が、また再度契約ということで、今の状態は、経営面積の満了が来ているためゼロにとなっているということでございます。 8から9ページにかけてご覧ください。 番号6～番号7。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。 番号6、16筆。面積は合計 17,056㎡。権利種別 機構法賃貸借。以下はご覧のとおりです。 番号7、2筆。面積は合計 1,828㎡。権利種別 機構法使用貸借。以下は、ご覧のとおりです。 10ページをご覧ください。 番号8から番号9は、出し手が同じです。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。 番号8、4筆。面積は合計 9,027㎡。権利種別 機構法賃貸借。以下は、ご覧のとおりです。 番号9、1筆。面積は 381㎡。権利種別 機構法使用貸借。以下は、ご覧のとおりです。 11ページをご覧ください。 番号10、2筆。面積は合計 2,124㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△在住。以下は、ご覧のとおりです。

事務局	番号 11 から 12 は、出し手が同じです。 貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。 番号 11、3 筆。面積は合計 8,641 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。以下は、ご覧のとおりです。 番号 12、4 筆。面積は合計 4,559 ㎡。権利種別 機構法使用貸借。以下はご覧のとおりです。 12 ページをご覧ください。 番号 13、5 筆。面積は合計 7,072 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 12 ページから 13 ページにかけてご覧ください。 番号 14、7 筆。面積は合計 14,570 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 15、1 筆。面積は 1,461 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。賃借権を設定する者 ●●●●。住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 16、4 筆。面積は合計 8,179 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 14 ページをご覧ください。 番号 17、1 筆。面積は 2,361 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。住所 △△△△在住。以下は、ご覧のとおりです。 番号 18、2 筆。面積は合計 4,085 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△在住。以下は、ご覧のとおりです。 番号 19、1 筆。面積は 2,558 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 15 ページをご覧ください。 番号 20、7 筆。面積は合計 16,832 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 21、2 筆。面積は合計 3,065 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 16 ページをご覧ください。 番号 22、2 筆。面積は合計 5,965 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 23、2 筆。面積は合計 1,609 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 16 ページから 17 ページにかけてご覧ください。 番号 24、7 筆。面積は合計 10, 358 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 25、7 筆。面積は合計 18,545 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。

事務局	18 ページをご覧ください。 番号 26、1 筆。面積は 3,226 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。貸借権を設定する者　●●●●。住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 27、農地は、○○○○地内 2 筆。面積は合計 4,259 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲。　住所　□□□□番地。10a あたりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 番号28、農地は、○○○○地内 2 筆。面積は合計 2,168 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲。　住所　□□□□番地。10a当たりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 19 ページをご覧ください。 番号 29、農地は、○○○○地内 3 筆。面積は合計 3,899 ㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲。　住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 30、農地は、○○○○地内 2 筆。面積は合計 1,216 ㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲。　住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 31、農地は、○○○○地内 1 筆。面積は合計 1,318 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲。　住所　□□□□番地。10a当たりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 20 ページをご覧ください。 番号 32 から番号 43 は受け手が農事組合法人　▲▲▲▲です。農地は全て○○○○地内。契約期間は、公告日の翌日から令和 15 年 12 月 31 日。一部省略して読み上げます。 番号 32 から番号 33 は、出し手が同じです。 貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。 番号 32、3 筆。面積は合計 6,354 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。以下は、ご覧のとおりです。 番号 33、1 筆。面積は 1,220 ㎡。権利種別　機構法使用貸借。以下は、ご覧のとおりです。 20 ページから 21 ページにかけてご覧ください。 番号 34、5 筆。面積は合計 4,112 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 35 から番号 36 は出し手が同じです。 貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。 番号 35、6 筆。面積は合計 7,794 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。以下は、ご覧のとおりです。 22 ページをご覧ください。 番号 36、1 筆。面積 1,041 ㎡。権利種別　機構法使用貸借。以下は、ご覧のとおりです。 22 ページから 23 ページにかけて、ご覧ください。 番号 37、9 筆。面積は合計 7,550 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 38、2 筆。面積は合計 1,871 ㎡。権利種別　機構法賃貸借。貸借権を設定する者　●●

事務局	●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 23 ページから 24 ページにかけてご覧ください。 番号 39、8 筆。面積は合計 13,426 ㎡。利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 40 から番号 41 は出し手が同じです。 貸借権を設定する者●●●●。 住所 △△△△番地。 番号 40、3 筆。面積は合計 7,566 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。以下は、ご覧のとおりです。 25 ページをご覧ください。 番号 41、1 筆。面積は 467 ㎡。権利種別 機構法使用貸借。以下は、ご覧のとおりです。 番号 42、8 筆。面積は合計 10,580 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 26 ページをご覧ください。 番号 43、7 筆。面積は合計 14,080 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号 44 から番号 50 は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者 ▲▲▲▲ 住所 □□□□番地。 番号 44、農地は、○○○○地内 1 筆。面積は合計 1,370 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。内容 新規。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△在住。10a当たりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 番号 45、農地は、○○○○地内 4 筆。面積は合計 8,342 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。内容 新規。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。10a当たりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 番号 46 から番号 47 は、出し手が同じです。 貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△在住。 番号 46、農地は、○○○○地内 2 筆。面積は合計 7,412 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。内容 新規。10a当たりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 28 ページをご覧ください。 番号 47、農地は、○○○○地内 3 筆。面積は合計 1,624 ㎡。権利種別 機構法使用貸借。内容 新規。以下は、ご覧のとおりです。 番号 48、農地は、○○○○地内 6 筆。面積は合計 9,537 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。内容 新規。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。10a当たりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 29 ページをご覧ください。 番号 49、農地は、○○○○地内 3 筆。面積は合計 2,431 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。内容 新規。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。10a当たりの賃借料は、■■■■円。以下は、ご覧のとおりです。 番号 50、農地は、○○○○地内 5 筆。面積は合計 7,016 ㎡。権利種別 機構法賃貸借。内容 新規。貸借権を設定する者 ●●●●。 住所 △△△△番地。10a当たりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。

事務局	30ページをご覧ください。 番号51、農地は、○○○○地内4筆。面積は合計5,328㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲　住所　□□□□番地。10a当たりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号52、農地は、○○○○下横田地内1筆。面積は合計1,377㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲　住所　□□□□番地。10a当たりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 31ページをご覧ください。 番号53から番号56は、受け手が　農事組合法人　▲▲▲▲です。農地は全て○○○○地内。契約期間は、公告日の翌日から令和17年12月31日。一部省略して読上げます。 番号53、4筆。面積は合計6,810㎡。権利種別　機構法賃貸借。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 31ページから32ページにかけて、ご覧ください。 番号54、6筆。面積は合計6,068㎡。権利種別　機構法賃貸借。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号55から番号56は、出し手が同じです。 貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。 番号55、2筆。面積は合計2,405㎡。権利種別　機構法賃貸借。以下は、ご覧のとおりです。 番号56、農地は、○○○○地内2筆。面積は合計4,259㎡。権利種別　機構法使用貸借。以下は、ご覧のとおりです。 番号57から番号59は出し手が同じです。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　△△△△番地。 番号57、農地は、○○○○地内3筆。面積は合計5,527㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲　住所　□□□□番地。10a当たりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号58、農地は、○○○○地内3筆。面積は合計4,851㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲　住所　□□□□番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号59、農地は、○○○○地内4筆。面積は合計3,576㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲　住所　□□□□番地。10a当たりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。です。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、18条第5項第2号及び第3号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の、要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	ご苦労さまでした。事務局の説明が終わりました。 続いて議案第4号番号1から補足説明に入りたいと思います。 番号1の補足説明は20番八澤委員お願いします。
20番	はい。20番八澤が1番について説明させていただきます。こちらお二人とも■■■■自治会の方でございまして、場所は□□□□から木次線沿いにあがりまして踏切がございます。この踏切の手前の線路の向こう側になります。道路はこちらにありますので。あと、この▲▲▲▲さんと●●●●さんとは長年やっておりまして、今回一括契約ということで今回新規となっておりますけれども、今までもちゃんと管理しておりますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	はい。補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。 次に番号2について補足説明をお願いします。
25番	2番と3番について出し手が同じですので一緒に説明させていただきます。 まず2番ですが、●●●●さんということで、場所は▽▽▽▽農道に向けての◇◇◇◇農道がありますがあの途中に●●●●の家がありますが、その後ろですね。新規となっておりますが、今まで▲▲▲▲も作っておられましたので、実際再任ということになりますので、何の問題はないと思われます。続きまして、3番の同じく●●●●さんの土地でございますが、前回までは先ほどの▲▲▲▲さんが作っておられまして、今回新たに期限が切れましたので、この2窪ほど□□□□さんが作られるということです。□□□□さんは今まで近くでも耕作しておられますので、何ら問題はないと思われますので、審議の方よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 2番、3番につきましては受け手が違うわけでございますが、一括質疑承認してもよろしいでしょうか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号2、番号3について承認することに決しました。 続いて番号4の補足説明を、26番賀元委員お願いします。
26番	4番について説明いたします。26番賀元です。 場所はですね、■■■■から□□□□方面に 1 キロぐらい進んでそこを左に折れて、県道▼▼▼▼方面のところに 500m ぐらい行ったところです。▲▲▲▲さんはその付近のところを今まで作っておられますので、別段支障はないと思いますので、審議の方よろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号4について承認することに決しました。 次に番号5について補足説明を、立石委員。
15番	それでは番号5について、立石の方から補足説明をさせていただきます。 この農地は阿井地区の○○○○地内にある農地でございまして、●●●●さん▲▲▲▲さん今まで相対での契約しておられましたけれども、満了に伴い、今回機構法を利用して再設定するということでございます。何ら問題ないかと思いますので、審議の方よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号5について承認することに決しました。 次に番号6から番号26につきましては、受け手は農事組合法人 ■■■■さんでございますので一括補足説明をお願いいたします。29番藤原委員お願いします。
29番	失礼します。29番藤原が、番号6から26を補足説明させてもらいます。 場所は○○○○地区▽▽▽▽地内を中心としたほ場であります。今回、中間管理事業を通じての新規の契約でありますが、法人■■■■さんとしては更新というふうな形であります。更新するのに何ら支障がないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 番号6から26まで一括質疑になります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 挙手全員。 よって番号6から26について、承認することに決しました。 次に番号27について補足説明を、28番藤原委員。
28番	はい。番号27について藤原がご説明させていただきます。 こちらの農地は○○○○自治会内にある農地で、こちらも法によって新しく新規となっております。今までも▲▲▲▲さんの方が耕作しておられましたので、何ら問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。

議長	質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号 27 について、承認することに決しました。 次に番号 28 について補足説明を、30 番山田委員。
30番	28 番について 30 番山田が補足説明をいたします。 この土地につきましては、〇〇〇〇自治会内になります。■■■■のところから▽▽▽▽の方面に向かって水耕栽培のハウス等がございますがそこからもう 200～300mほど行ったところの土地になります。新規ということですが、機構法をとおしての新しい契約ということで、これまでもきちっと管理されておりますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号 28 について、承認することに決しました。 次に番号 29 について補足説明を、30 番山田議員お願いいたします。
30番	29 番について 30 番山田が補足説明をいたします。 ここの土地は〇〇〇〇の▽▽▽▽自治会内ということで、これまでも▲▲▲▲さんは●●●●さんのところを、義理の兄弟になるわけですが、これまでも耕作をきちんとされております。機構法としての新規ということで問題ないと思われますのでご審議の方よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号 29 について、承認することに決しました。 次に番号 30 につきまして補足説明を 30 番山田委員お願いいたします。
30番	はい。番号 30 について、補足説明をさせていただきます。 ここの土地は〇〇〇〇の▽▽▽▽ということで、■■■■の前の交差点から△△△△を通って、〇〇〇〇の□□□□地内の方に、およそ■■■■前から行けば 1 kmぐらいかなと思いますがそこの道路の脇にあるところでございます。▲▲▲▲さんはこれまでも●●●●さんところの土地を継続して耕作をされております。何ら問題ないと思います。ご審議のほどお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)

議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号 30 について、承認することに決しました。 続いて 31 番について、30 番の山田さんお願いいたします。
30番	はい。31 番について補足説明をさせていただきます。 ここの土地は□□□□自治会内ということで◇◇◇◇から○○○○を登っていって、およそ 500m くらいのところの道路沿いにある土地です。この土地に前後して▲▲▲▲さんが耕作の土地があり、耕作されております。機構法としての新規ということで特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号 31 について、承認することに決しました。 次に番号 32 から 43 番までは、受け手が法人■■■■でございますので、一括補足説明を 33 番　新田委員、お願いします。
33番	番号 32 番から 43 番につきまして 33 番新田が補足説明をさせていただきます。 ほとんどの農地が◇◇◇◇地内にございますが、43 番の△△△△さん、それから 42 番の●●●●さんにつきましては、▼▼▼▼地内に圃場がございます。管理機構を通しての新規になっておりますけれども、これまで■■■さん滞りなく管理をしておられますのでご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。 番号 32 から 43、一括質疑を行います。 質疑ございませんか。 (なしの声)。 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 番号 32 から 43 に承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号 32 から 43 につきまして承認することに決しました。 次に 44 番から 50 番までは受け手が▲▲▲▲さんでございますので、一括補足説明をお願いいたします。35 番淺野委員。
35番	番号 44 について、35 番淺野が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○地内で、■■■■東側の圃場であります。この農地では、昨年も設定を受ける▲▲▲▲さんにより稲の作付けがなされています。この度はしまね農業振興公社を介しての申請であります。周辺の圃場もしっかり管理されていますので、今後は促進計画に基づいて継続した農業生産活動ができるものと見込まれます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	川西委員さん、続けて50番まで補足説明をお願いします。

36番	はい。36 番川西が、受け手が同じですので 45 番から 50 番まで一括して補足説明をさせていただきます。○○○○地内で、新規になっていますが、以前から耕作しておられまして、更新ということで、農業振興公社を介しての申請になります。▲▲▲▲さんは○○○○地内で中心的な担い手として、幅広く耕作しておられますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 44 番について質疑ございませんか。 (なしの声) 45 番から 50 番までの、受け手が同じでございますが質疑ございませんか。 (なしの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって 44 番から 50 番まで承認することに決しました。 次に 51 番の補足説明を 37 番小池委員にお願いします。
37番	37 番小池です。場所は○○○○地内の▼▼▼▼というところにありまして、□□□□方面に向かう途中にあります。▲▲▲▲さん、受け手の▲▲▲▲さんですけども、同じ▼▼▼▼地内に在住しておられまして、近辺の農地で耕作しておられます。これは新規となっておりますが継続でございますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号 51 について承認することに決しました。 次に 52 番につきまして補足説明を 35 番淺野委員にお願いします。
35番	番号 52 について 35 番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○地内の西側で、下横田川を渡ってからの圃場であります。この農地では昨年も設定を受ける▲▲▲▲さんにより稲の作付がなされています。この度はしまね農業振興公社を介しての申請であります。周辺の圃場をしっかり管理されていますので、今後は促進計画に基づいて、継続した農業生産活動ができるものと見込まれます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号 52 につきまして承認することに決しました。 次に番号 53 から 56 までは、農業法人■■■■が受け手ございますので、一括補足説明をお

議長	願いいたします。42 番松島委員。
42番	42 番の松島が補足説明をさせていただきます。 この場所、●●●●さんですけども、県道△△△△線で◇◇◇◇自治会館の左を折れたところの◆◆◆◆地内にあって、●●●●さん宅の周りに圃場があります。これについては何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。 また○○○○さんについては、◇◇◇◇を渡った 200m ぐらい先のところにあるほ場になります。 それからまた□□□□さんについては、▼▼▼▼線、△△△△を下りたらすぐ左右の圃場になります。場所的にいったら、▲▲▲▲の◆◆◆◆の近くというふうなことで■■■■地内にある圃場で何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。続いて、質疑に 53 番からですね、56 番まで一括質疑、承認してよろしいでしょうか。
14番	すいません。
議長	14番 和久利委員。
14番	ちょっと分からんので聞きますけど、56 番の分ですけども、登記簿上は雑種地になっていますが雑種地でもこれ、こういうふうにしなければいけないですか。現況は田となってますけど
事務局	はい。中間管理事業の申請書の方でこのように出てきまして、事務局でも県農業会議に確認し、あとは前回1年前ですけども、そういう事例がありまして、契約するものについては上げてくださいということで、地目は雑種地なんですけれども、田として契約されるということで挙げさせていただいております。以上です。
14番	分かりました。
議長	よろしいですか。
14番	はい。
議長	他にございませんか。 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認する賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号 53 から 56 まで承認することに決しました。 次に番号 57 から 59 は出し手が同じでございますので、続けて補足説明を原田委員お願いいたします。

43番	57番について補足説明いたします。場所は〇〇〇〇地内でございます。▲▲▲▲さんは●●●●さんの隣でございまして、熱心な農業者でございますので、何ら問題ないと思います。 58番 59番は▽▽▽▽さんの隣の方でございます。3反5畝ほどの田んぼではございますが、●●●●さんの田を借りて営農するということで何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。番号57、58、59ついて一括質疑、承認してよろしいでしょうか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたます。挙手全員。よって番号 57、58、59 について承認することに決しました。 次に、その他、事務局ありますか。
事務局	(事務局より事務連絡) ・総会後、農地利用最適化推進委員評価委員会を行います。
議長	来月の総会でございますが、4月24日(金)9時からここで行います。またご出席をお願いいたします。本日は以上で終わります。